

(参考) 改正後全文

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長



平成12年 3月31日
社 援 第 805号
[第1次改正]
平成13年 1月 5日
社 援 発 第 2866号
[第2次改正]
平成14年 4月 1日
社 援 発 第 041015号
[第3次改正]
平成27年 3月31日
社 援 発 0331第 48号

厚生省社会・援護局長

社会福祉主事養成機関指導要領及び社会福祉主事資格認定講習会指導要領について

社会福祉法第19条第1項第2号の規定に基づく養成機関及び講習会(以下「養成機関等」という。)の指定の基準については、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)及び社会福祉主事養成機関等指定規則(平成12年厚生省令第53号)以下「指定規則」という。)に定められたところであるがさらに具体的な運用基準を示すため、別添1のとおり社会福祉主事養成機関指導要領(以下「養成機関指導要領」という。)を、別添2のとおり社会福祉主事資格認定講習会指導要領(以下「資格認定講習会指導要領」という。)を定めたので、養成機関等の指定に際しては、指定規則によるほか、これらの指導要領によることとされたい。

なお、本通知の施行に伴い「社会福祉主事資格認定講習会取扱要領について」(平成12年3月31日付け社援第806号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「社会福祉主事養成機関等指定規則第6条に基づく報告書の様式について」(平成22年3月25日付け社援発第0325第15号厚生労働省社会・援護局長通知)は廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定に基づく技術的助言である。

別添 1

社会福祉主事養成機関指導要領

1 設置計画書に関する事項

- (1) 養成機関として都道府県知事の指定を受けようとする者は、授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による社会福祉主事養成機関設置計画書を都道府県知事に提出すること。
- (2) 養成機関の学生の定員を増加しようとする者は、学則を変更しようとする日の1年前までに様式1に準ずる社会福祉主事養成機関定員変更計画書を都道府県知事に提出すること。
- (3) 社会福祉主事養成機関設置計画書及び社会福祉主事養成機関定員変更計画書の提出部数は、1部とすること。
- (4) 設置計画書又は定員変更計画書を提出するに当たっては、あらかじめ都道府県に相談すること。

2 一般的事項

- (1) 令第5条に規定する指定の申請及び令第6条第1項に規定する変更の承認の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日(変更の承認にあつては変更を行おうとする日)の6か月前までに様式2による申請書を1部を都道府県知事に提出すること。
- (2) 設置主体は、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人を原則とする。
- (3) 校舎、その他の諸設備は、原則として設置者が所有するものであること。
- (4) 暫定校舎は原則として認められないこと。
- (5) 恒久的な使用に充てるとは思えない簡易建物は、原則として校舎とは認められないこと。
- (6) 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。
- (7) 校地は、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借地であっても差し支えないこと。
 - ア 借地契約が締結されていること。(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)
 - イ 借地権(地上権又は賃借権)の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。
- (8) 養成機関の経理が他と明確に区分されていること。
- (9) 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。

(10) 入学科、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(11) 令第7条第1項に規定する都道府県知事に対する報告については、確実かつ遅滞なく行うこと。

3 学則に関する事項

(1) 学則には、少なくとも、次に掲げる諸事項が明示されていること。

ア 設置目的

イ 名称

ウ 位置

エ 修業年限

オ 学生定員、学級数

カ 養成課程、履修方法

キ 学年、学期、休日

ク 入学時期

ケ 入学資格

コ 入学者の選考

サ 入学手続

シ 休学、復学、退学

ス 成績考査、卒業

セ 入学検定料、入学金、授業料、実習費等

ソ 教職員の組織

タ 賞罰

(2) 学生定員は、学生の確保及び卒業生の就職先の確保等の見通しに照らして適切な人数であること。

(3) 転入学(編入学を含む。)は認められない旨が学則に明記されていること。

(4) 各科目の出席時間数が指定規則別表第1に定める時間数の3分の2(ただし、実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない旨が学則に明記されていること。

4 学生に関する事項

(1) 学則に定められた学生の定員を厳守すること。

(2) 入学志願者に対しては、入学願書にあわせて、高校卒業証明書等大学に入学することができることを証する書面(学校教育法第56条第2項により大学への入学を認められた者にあつては、そのことを証明する書面)を提出させること。

(3) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。

(4) 入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。

(5) 学生の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。

- (6) 実習の出席時間数が指定規則別表第1に定める時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の履修の認定を行わないこと。
- (7) 各科目の出席時間数が指定規則別表第1に定める時間数の3分の2(ただし、実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定を行わないこと。
- (8) 各科目の履修の認定については、修了試験の実施等により、社会福祉主事として必要な知識、技能を習得したことを確認し行うこと。
- (9) 入学、卒業、成績、出席状況等学生に関する書類が確実に保存されていること。
- (10) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

5 教員に関する事項

- (1) 教員の数は、指定規則別表第1に定める各科目を担当するのに適当な数であること。
- (2) 原則として、教員は、一の養成機関(一の養成機関に二以上の課程がある場合は、一の課程)に限り、専任教員となるものであること。
- (3) 指定規則第3条第5号に定める専任教員は、社会福祉概論、社会保障論、公的扶助論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、地域福祉論、社会福祉援助技術論又は福祉事務所運営論を教授できる者であること。
- (4) 各科目毎の教員の資格要件については、次のとおりとする。

ア 社会福祉概論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、地域福祉論、福祉事務所運営論及び社会福祉施設経営論

(ア) 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者

(ウ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(社会福祉概論を除く。)

イ 社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習、社会福祉現場実習及び社会福祉現場実習指導

(ア) 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者

(ウ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学

位を有する者

(エ) 社会福祉士の資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者

(オ) 社会福祉現場実習及び社会福祉現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。

ウ 法学、経済学、心理学及び社会学

(ア) 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者

(ウ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

エ 介護概論

介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者

オ 医学一般

原則、内科医師

(5) その他の教員について、担当する科目について相当の学識経験を有する者であること。

6 教育に関する事項

(1) 科目の設定及び教育内容については、社会福祉主事という職務の特性にかんがみ、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるよう配慮すること。

(2) 昼間課程及び夜間課程においては、指定規則別表第1に定める科目について、合併授業又は合同授業を行わないこと。

(3) 指定規則別表第1に定めるその他の科目については、養成機関に相応した科目とするよう、配慮すること。

(4) 昼間課程及び夜間課程においては、指定規則別表第1に定める科目に関する専門図書1,000冊以上、学術雑誌を10種類以上備えていること。

7 施設整備に関する事項

(1) 普通教室の広さは、内法による測定で、学生当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 演習室の2分の1以上に、視聴覚機器を備え付けること。

(3) 図書室を有すること。

(4) 保健室、更衣室、学生相談室等の設備を設けることが望ましいこと。

(5) 機械器具及び図書は、適当数を補充し充実に努めること。

8 実習に関する事項

- (1) 指定規則第3条第12号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設及び事業については、平成12年厚生省告示第152号（「社会福祉主事養成機関等指定規則第5条第12号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業を定める件」(題名等について、後日改正予定)）において定められているが、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第5条第1号ヲ及び第7条第1項第11号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号)第1項に規定されている施設及び事業をいうものであること。
- (2) 社会福祉現場実習については、原則として、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所又は婦人相談所のうち、いずれか1か所以上の実習施設が含まれること。
- (3) 各実習施設、事業又は市町村(以下「実習機関等」という。)における実習計画が、当該実習機関等との連携の下に定められていること。
- (4) 実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。
 - ア 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者
 - イ 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第15条第1項第1号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者
 - ウ 社会福祉施設において8年以上相談援助の業務に従事した経験があり、かつ、社会福祉主事の任用資格を有する者
 - エ アからウまでと同等以上の知識及び経験のある者
- (5) 実習機関等は、実習担当教員による週1回以上の定期的巡回指導が可能な地域に存すること。
- (6) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

9 報告

令第7条第1項に規定する報告については、毎学年度開始後3月以内に様式3の事項を記載した報告書を1部、都道府県知事に提出すること。

10 経過措置等

- (1) 本養成機関指導要領は、平成12年4月1日から適用する。ただし、養成機関指導要領5,7及び8の(3)の規定は、平成15年4月1日以降に養成機関に入学又は入所した者に係る養成課程から適用する。
- (2) 平成12年度内に指定又は変更の承認を受けようとする養成機関においては、養成機関指導要領1の(1)及び(2)の規定中、「1年前まで」を「9か月前まで」とする。

11	土地 面積 m ²	教室等の名称(各室毎に記入すること)	面積	共用先(共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称(各室毎に記入すること)	面積	共用先(共用する場合についてのみ記入)
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
	建物 延面積 m ²		m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
12	施設名及び施設種別	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号
13	整備に要する経費	区分	整備方法			金額	
		土地	自己所有・寄付・買収・その他()			千円	
		建物	自己所有・寄付・買収			千円	
		設備				千円	
		合計				千円	
14	資金計画	区分			金額		
		自己資金			千円		
		借入金			千円		
		その他(具体的に)			千円		
		合計			千円		
15	図書	専門図書	冊	学術雑誌	種類		

- (注) 1 9の専任教員の「養成機関指導要領該当番号」の欄には、当要領中の専任教員のうち該当する条項を記入すること。(〈例〉5-(4)-ア-(イ))
- 2 13の「整備に要する経費」及び14の「資金計画」については、地方公共団体が設置する場合は記入を要しないこと。

No.

教員に関する調書

養成機関名				
氏名		性別	男・女	
生年月日	年齢(歳)			
最終学歴 (学部、学科、専攻)				
担当予定科目				
教員資格要件	養成機関指導要領該当番号			
	教育歴・職歴	名称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計			
	資格・免許・学位	名称	取得機関	取得年月日
担当予定科目に関する研究 発表又は論文(主なもの)	名 称	年 月		

(注) 1 各教員ごとに作成する。

2 「養成機関指導要領該当番号」の欄は、専任教員のみについて記入すること。

3 資格要件を証明する書類を添付すること。

実習指導者に関する調書

実 習 施 設 名				
氏 名		性別	男・女	
生 年 月 日		年齢(歳)		
従事している業務内容				
最終学歴 (学部、学科、専攻)				
実習指導者 資格要件	養成機関指導要領該当番号			
	教育歴・職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計			
	資格・免許	名 称	取 得 機 関	取得年月日

- (注) 1 各実習指導者ごとに作成する。
2 資格要件を証明する書類を添付すること。

10 建 物	土地面積	教室等の 名称(各室 毎に記入 すること)	面積	共用先(共用 する場合に ついてのみ 記入)	教室等の名 称(各室毎 に記入する こと)	面積	共用先(共用す る場合につい てのみ記入)	
			m ²			m ²		
	m ²		m ²			m ²		
	建物延面積		m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
	m ²		m ²			m ²		
11 実 習 施 設	施設種別	施設名	氏名(法人 にあって は名称)	設置 年月日	位置	入 所 定員	実習指 導者	実習指 導 者 調書頁番号
12	図 書	専門図書		冊	学術雑誌			種類

- (注) 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 2 8の専任教員の「養成機関指導要領該当番号」の欄には、当該領中の専任教員の要件のうち該当する条項を記入すること。(〈例〉5—(4)—ア—(イ))

教員に関する調書

養成施設名				
氏名		性別		男・女
生年月日		年齢(歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)				
担当予定科目				
教員 資格 要件	養成機関指導要領該当番号			
	教 育 歴・職 歴	名称	教育内容又は業務内容	年 月
	合計			
	資 格・免 許・学 位	名称	取得機関	取得年月日
担当予定科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)	名称		年 月	

- (注) 1 各教員ごとに作成する。
 2 「養成機関指導要領該当番号」の欄は、専任教員についてのみ記入すること。
 3 資格要件を証明する書類を添付すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名				
氏名		性別		男・女
生年月日		年齢(歳)		
従事している業務内容				
最終学歴 (学部、学科、専攻)				
実習指導者資格要件	養成機関指導要領該当番号			
	教 育 歴・職歴	名称	教育内容又は業務内容	年 月
	合計			
	資格・免許	名称	取得機関	取得年月日

- (注) 1 各実習指導者ごとに作成する。
2 資格要件を証明する書類を添付すること。

添付書類(社会福祉主事養成機関)

- 1 設置者に関する書類
 - (1) 設置者が法人である場合
 - ア 法人の寄附行為又は定款
 - イ 役員名簿
 - ウ 法人認定官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
 - エ 申請年度の事業計画及び収支予算書
 - オ 社会福祉主事の養成について議決している旨を記載した議事録
 - カ 養成機関の長の履歴、就任承諾書
 - (2) 設置者が法人の設立を予定している場合
認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ
- 2 建物に関する書類
配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)
- 3 整備に関する書類
 - (1) 土地
登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書
 - (2) 建物
登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書
 - (3) 設備
備品一覧表
- 4 資金計画に関する書類
 - (1) 自己資金
金融機関による残高証明書等
 - (2) 借入金
 - ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
 - イ 融資内諾書等の写
 - (3) 寄附金
 - ア 寄附申込書
 - イ 寄附をする者の財産を証明する書類
- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 図書目録(専門分野ごとに分類したもの)
- 7 学則
- 8 教員の履歴、就任承諾書
- 9 教育用機械機器等の目録

- 10 時間割及び授業概要
- 11 養成機関にかかる収支予算及び向こう2年間の財政計画
- 12 実習計画
- 13 実習施設における都道府県知事の意見書

社会福祉士主事養成機関報告書

1 施設の概要

(1) 養成機関 の名称					
(2) 養成機関 の所在地	〒 -				
(3) 設置者	名 称				
	代表者 氏 名				
	所在地	〒 -			
(4) 種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限
	昼間課程 ・ 夜間課程 ・ 通信課程				
(5) 校長の氏 名			(6) 開設年月日		
(7) 専任教員 の人数	(8) 実習施設の数		在宅		
			施設		
(9) 専任事務 職員氏名	(10) 連絡先		T e l:		
			F a x:		
			E-mail:		

- (注) 1 当該年度4月1日現在の状況を記載すること。
 2 「(1) 養成施設等の名称」には、指定を受けている課程・コース名まで記載すること。
 3 2以上の課程を設置している養成施設等においては、本表を含め、すべて別様式とすること。
 4 「(4) 種類等」には、該当する課程の形態(昼間等)を「○」で囲むこと。
 5 「(8) 実習施設の数」における「在宅」には通所介護事業所・特定施設入居者生活介護事業所等が、「施設」には介護老人保健施設・障害者支援施設等が含まれること。

2 当該年度の学年別学生数等

(1) 当該学年度の入試状況

第1学年の 入学定員 【a】	受験者数	合格者数	入学者数 【b】	充足率 【b/a×100】

- (注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。
 2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日までに入学を
 辞退した者を除いた人数を記載すること。

(2) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) 学生1人あたりの負担金

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料					
入学金					
授業料					
実習費					
施設維持費					
その他諸費					
合計					

3 前年度における教育の実施状況等

(第 学年)

科目	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
	時間	時間	時間	時間
社会福祉概論	60			
社会福祉行政論	30			
社会保障論	30			
公的扶助論	30			
老人福祉論	60			
障害者福祉論	60			
児童福祉論	30			
家庭福祉論	30			
地域福祉論	30			
社会福祉援助技術論	30			
社会福祉援助技術演習	60			
福祉事務所運営論	30			
社会福祉施設経営論	60			
保健体育・レクリエーション論	60			
介護概論	60			
医学一般	30			
法学	30			
経済学	30			
心理学	30			
社会学	30			
社会福祉現場演習	180			
社会福祉現場実習指導	90			
必修科目又はそれ以外の科目	420			
(科目名 :)				
(科目名 :)				
(科目名 :)				
合計	1,500			

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
 2 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。
 なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」

には、「－」を記入すること。

3 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。

4 前年度における教員及び実習指導者の異動の状況

区分	新任・退任の別	主任者	氏名	担当科目名	備考
専任教員	新任				
	退任				
その他の教員	新任				
	退任				
実習指導者	新任				
	退任				

- (注) 1 本表は、前年度4月2日から当該学年度4月1日までの間における専任教員、専任教員以外のその他の教員、実習指導者の異動の状況について記載すること。
 2 「主任者」には、該当する場合に「○」を記載すること。
 3 「担当科目名」には、担当している指定規則上の科目の名称を記載すること。
 4 その他の教員の「備考」には、指導要領の該当番号を記載すること。《〈例〉5-(4)-ア-(ア)》

5 前年度における卒業生の状況

(1) 卒業生の状況

前々年度までの卒業生の累計 【a】	前年度の卒業生数 【b】	卒業生の合計 【a+b】

(2) 前年度卒業生の進路

就職先		卒業生数
①居宅サービス事業所等（基準該当事業所を含む。）		
②介護保険施設		
③障害福祉サービス事業所（基準該当事業所を含む。）		
④障害者支援施設		
⑤保護施設		
⑥児童福祉施設		
⑦社会福祉協議会		
⑧その他		
⑨公務員	国	
	都道府県	
	市（区）町村	
⑩医療機関		
⑪他産業		
⑫進学		
⑬未就労		
合計		

- (注) 1 本表は、通信課程については省略できること。
 2 「卒業生数」には、働きながら養成施設等に在籍している学生であって、在籍時と同じ職場で働き続ける者も含むこと。
 3 「合計」は、5の(1)のb欄と一致させること。
 4 「居宅サービス事業所等」には、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所を含むこと。

6 その他添付資料について

当該年度4月1日現在の学則を添付すること。

社会福祉主事資格認定講習会指導要領

1 申請手続

- (1) 資格認定講習会として、令第5条に規定する指定の申請を行おうとする者は、遅くとも資格認定講習会を開講する2か月前までに次の事項を記載した申請書を都道府県知事に1部提出すること。ただし、都道府県が自ら実施する資格認定講習会で基準に適合していると認めるものについては、公示すること。

ア 実施主体名（講習会の実施の全部又は一部を委託する場合には、併せて、受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 講習会科目及び時間数等

講習科目	時間数	講師氏名	講師現職名

ウ 実習を行う施設の名称、所在地及び設置者の氏名、実習人員並びに実習期間

エ 講習会場の名称及び所在地（講義のみ）

オ 講習会開催期日及び日程（講義のみ）

自 年 月 日
(日間)

至 年 月 日

(数回に分け開催する場合は、各回毎に区分して記入すること。)

日 程 表					
月 日	曜日	午 前 [自 時] [至 時]		午 後 [自 時] [至 時]	
		講習科目	時間数	講習科目	時間数

カ 受講予定人員

- (2) 令第6条第1項に規定する変更承認の申請を行おうとする者は、資格認定講習会を開催する前に必要事項を記載した申請書を都道府県知事（都道府県が自ら実施する場合は除く。以下同じ。）に提出すること。

2 実施要領

- (1) 指定規則に定められた講習会科目、時間数及び実習は、最低基準を示したものであることから、各都道府県、指定都市及び中核市の実情に応じ、基準以上に講習科目、時間数及び実習期間を適宜増加して実施することが望ましいこと。
- (2) 講義の内容については、社会福祉士主事資格認定通信教育教科書（中央社会福祉学院発行）を参考とされたいこと。
- (3) 講義の実効をあげるため、視聴覚教材（映画、スライド、テープ、OHP等）をなるべく使用することが望ましいこと。
- (4) 実習は、職場外実習とすること、なお、講義を生かす意味からも、できれば講義の合間に組み込むことが望ましいこと。
- (5) 分野部門及び方法、技術部門においては、受講者の参加意識を満たしながら講義を進めることが効果的であるので、バズ・セッション方式等を随時織り交ぜることが望ましいこと。
- (6) 資格認定講習会の実施者は、各受講者について受講効果の測定を行い、一定の評価を満たすと認めた者について、修了を証すること。
なお、受講者に対する修了証明書は、次の様式によられたいこと。

<p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 0;">修 了 証 明 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">(氏 名)</p> <p style="margin: 0;">社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項第 2 号の規定に基づく 都道府県知事指定社会福祉主事資格認定講習会の課程を修了したことを証する</p> <p style="margin: 0;">年 月</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">資格認定講習会実施者名 印</p>

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする)

3 報告

令第 7 条第 2 項に規定する報告については、資格認定講習会終了後、1 か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を 1 部、都道府県知事に提出すること。

- (1) 本取扱要領 1 の(1)のイ、ウ及びオの実施状況
- (2) 受講者名簿

一連 番号	受講者氏名	年齢	性別	現職名	修了証書 交付の有 無	備考

(3) 講習会の成果概要

ア 講義について

イ 実習について

ウ その他

4 経過措置等

本取扱要領は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。